

平成27年 6 月 29 日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地

**株式会社 中央倉庫**

取締役社長 湯 浅 康 平

## 第135回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第135回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

#### 報告事項

1. 第135期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
2. 第135期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（期末配当は、1株につき12円50銭）

##### 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日より施行され、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、取締役の責任免除および監査役の責任免除の規定の一部を変更することについて、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記「定款変更内容」のとおりであります。

##### 第3号議案

取締役9名選任の件

本件は、原案どおり取締役に湯浅康平、山田栄作、木村正和、田澤文彦、野村正夫、中村秀麿、谷奥秀実、小川一夫、蛭川欽也の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、小川一夫氏および蜷川欽也氏は、社外取締役であります。

**第4号議案** 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり監査役に佐藤廣次、吉本喜博、吉松裕子の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に荒井正邦氏が選任されました。

**第6号議案** なお、荒井正邦氏は、補欠の社外監査役であります。  
当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

本件は、定款第51条に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続を決定することにつき、原案どおり承認可決されました。

決定された買収防衛策の内容の要旨は次のとおりです。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等を行う者が現れた場合に、当該買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするため、事前の情報提供等の手続を定めることを内容としています。また、買付者等がこうした手続に従わず、または不適切な買付等を行う場合や当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社は買付者等に対して必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中から当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものを発動することができるものとします。対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式の交付と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権を株主の皆様は無償で割り当て、買付者等の議決権比率を希釈化させることがあります。

本件詳細につきましては、当社ホームページ  
<http://www.chuosoko.co.jp/>をご覧ください。

以 上

なお、本総会終結後の取締役会において、代表取締役に湯浅康平氏が選定され、就任いたしました。この結果、平成27年6月29日現在の当社取締役および監査役は次のとおりであります。

代表取締役社長	湯 浅 康 平	
常 務 取 締 役	山 田 栄 作	(企画管理本部長)
常 務 取 締 役	木 村 正 和	(営業統括本部長)
取 締 役	田 澤 文 彦	(京都支店長兼国際貨物第1部長)
取 締 役	野 村 正 夫	(北陸支店長)
取 締 役	中 村 秀 麿	(管理部長)
取 締 役	谷 奥 秀 実	(経営企画室長兼国際貨物第2部長)
取 締 役	小 川 一 夫	
取 締 役	蛭 川 欽 也	
常 勤 監 査 役	佐 藤 廣 次	
監 査 役	藤 本 眞 人	
監 査 役	吉 本 喜 博	
監 査 役	吉 松 裕 子	

(注) 取締役小川一夫および蛭川欽也の両氏は社外取締役、監査役藤本真人および吉松裕子の両氏は社外監査役であります。

---

### 期末配当金のお支払いについて

第135期 期末配当金は6月30日からお支払いいたしますので、同封の「期末配当金領収証」により最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）においてお受け取りください。

口座振込をご指定の方は、「配当金計算書」および「お振込先について」（株式数比例配分方式の方は「配当金のお受け取り方法について」）を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、確定申告の際には、同封の「配当金計算書」をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

(定款変更内容)

(下線は変更部分を示しております)

旧 定 款	新 定 款
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>